

神奈川県公立中学校教育研究会 技術・家庭科研究部会 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は神奈川県公立中学校教育研究会技術・家庭科研究部会（略称県技家研）と称する。
- 第 2 条 本会は本県の中学校の職員をもって構成し、該当教科の教員を会員とする。
- 第 3 条 本会は本県の中学校技術・家庭科振興と会員相互の向上親和をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会の事務局は、部会長の指定する学校に置く。

第 2 章 事 業

- 第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
1. 技術・家庭科教育の振興に関すること。
 2. 関係機関並びに団体との連絡提携。
 3. その他必要と認めた事項。

第 3 章 組 織

- 第 6 条 本会は本部の下に地区及び支部並びに部を置く。
1. 地区は県下を 8 つに分けて、次の通りとする。
横浜、川崎、相模原、横須賀三浦、湘南、県央、中、県西とし、その組織は地区内で定める。
 2. 支部は地区ごとに置き、その組織は支部内で定める。
 3. 部は技術部、家庭部とする。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 本会は次の役員を置く。
部会長 1 名、副部会長 5 名、常任幹事若干名、幹事若干名、部長 2 名、書記会計若干名及び顧問若干名。
1. 部会長はこの会を代表し、本会の事業遂行にあたる。
 2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のある場合はその代理をする。
 3. 常任幹事は本会の運営に関する審議にあたる。
 4. 幹事は本会の運営に関する企画立案、処理並びに地区内の連絡にあたる。
 5. 顧問は歴代部会長として、部会長の諮問に応じる。
 6. 部長は部を代表し部の事業遂行にあたる。
 7. 書記は本会の運営、会議に関する一切を記録し、会計は本会の会計を司る。
- 第 8 条 本会の役員は次の方法で選出する。
1. 部会長、副部会長並びに常任幹事は、最終合同委員会の承認を得て総会で報告する。
 2. 副部会長か常任幹事は、各地区より 1 名を選出する。
 3. 幹事は地区ごとの研究会の代表者をあて、その選出は地区ごとに選出する。
 4. 顧問は部会長が委嘱する。
 5. 研究部長、書記、会計は、部会長が委嘱する。

- 第 9 条 役員任期は 1 年とする。但し、留任をさまたげない。

第 5 章 運 営

- 第 10 条 本会に次の機関を置く。
総会、常任委員会、合同委員会
1. 総会は各校の会員をもって構成し、本会の重要な事項の決議機関である。
通常年 1 回開催する。但し、臨時に開くことができる。
 2. 常任委員会は役員をもって構成し、本会の運営にあたる。
 3. 合同委員会は常任委員及び各地区よりの推薦者をあて、研究部会の運営に関する企画立案、処理にあたる。

第 6 章 会 計

- 第 11 条 本会の経費は、補助金、分担金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 12 条 本会に会計監査 3 名を置き、会計を監査する。

第 7 章 表 彰

第13条 本会には表彰者選考委員会を置く。

第 8 章 付 則

第14条 本会の会則を改正するときは、総会の承認を得るものとする。

第15条 本会則は昭和47年度より施行する。

昭和60年5月一部改正

平成2年5月一部改正

平成4年5月一部改正

平成18年5月一部改正（細則）

平成19年5月一部改正（地区割りは平成20年度より実施）

平成20年6月一部改正（第7条）

平成22年5月一部改正

細 則

第1条 地区と市町村の関係は次のとおりとする。

横浜地区 ————— 横浜市

川崎地区 ————— 川崎市

相模原地区 ————— 相模原市

横須賀三浦地区 ——— 横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡（葉山町）

湘南地区 ————— 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡（寒川町）

県央地区 ————— 厚木市、大和市、愛甲郡（愛川町・清川村）、座間市、海老名市、綾瀬市

中地区 ————— 平塚市、中郡（大磯町・二宮町）、伊勢原市、秦野市

県西地区 ————— 足柄上郡（中井町・山北町・大井町・開成町・松田町）、
小田原市・南足柄市・足柄下郡（箱根町・真鶴町・湯河原町）

第2条 この会則に必要な細則は別に定める。

1. 本会には部会長、副部会長並びに常任幹事を選考する役員選考委員会を置く。

(ア) 役員選考委員は、各地区より1名ずつ選出する。また、次年度の役員選考委員については、中教研へ依頼する。

(イ) この会の任務は部会長、副部会長並びに常任幹事を選出し、最終合同委員会の承認を得て、総会で報告する。

(ウ) この会の任期は総会をもって終わる。

2. 幹事及び各委員の選出

副部会長、常任幹事が中心となって各地区でそれぞれ選出する。

(ア) 幹事は、各市、町、村ごとに各（1名）、委員については、地区ごとに6名とし、会報、調査Web、研究・フェアの4つの委員会に所属する。なお、研究、フェアの2つの委員会については、技術部・家庭部より選出し、会報、調査Webは、技術部・家庭部は問わない。

(イ) この会の任期は総会をもって終わる。

(ウ) 関東甲信越地区研究大会へ向けての準備組織については、段階に応じて部会長が各地区に委員選出を依頼し、地区ごとに選出する。

3. 表彰者選考委員会の構成は、副部会長、常任幹事部長、事務局があたる。

(ア) 表彰 本会の発展のため努力し、その功績が多大であったと認められた者

(イ) 手続き 表彰者選考委員会で推薦し、役員並びに合同委員会の承認を得るものとする

(ウ) 表彰者については、総会の席で表彰する。

(エ) この会の任期は総会をもって終わる。